# 長期保有株主優遇策としての種類株式

福本

葵

#### 1 はじめに

また、 資資金が業績に寄与する期間と投資期間を合わせた投資機会の提供を目的とするものであると発表されている。 けて」と題する資料には、中長期投資を促進するための提案の一つに種類株式の積極的利用が挙げられている。 会社法は種類株式の発行を認めてはいるがこれまでの発行事例は多くはない。また、これまで発行されてきた 今年七月トヨタ自動車がAA型種類株式を発行した。AA型種類株式は、 昨年二月二〇日、経済財政諮問会議に提出された「持続的成長を支える中長期の安定した投資の推進に向 中長期的株主層の形成、 研究開発投

種類株式は株主間で議決権に差異を設けるものが多かった。昨年の経済財政諮問会議の議論やトヨタ自動車のA A型種類株式の発行は、 中長期的な株主に対する優遇、 中長期的な個人投資家の取り込みを目的とするものであ

ŋ これまでとは異なる目的での種類株式の発行であるといえる。

れた。 判から長期的投資を促進しようとする議論は各国で見られる。フランスにおいては昨年フロランジュ法が制定さ フロランジュ法は二年以上保有する株主に普通株式の二倍の議決権を付与するものである。

イギリスのケイ・レビューや欧州委員会の株主権利指令のように、金融危機の後、ショート・ターミズムの批

に長期株主に多くの議決権を付与することは、主要株主の利益を保護し、少数株主や長期のパフォーマンスには 長期保有株主を優遇すべきかどうかについては、賛否両論ある。長期保有株主を優遇すること、

悪影響であるとする反対論は根強い。また、フロランジュ法は長期保有株主保護よりも政府による企業経営に対 についても改正案は可決されたものの、 する介入の意味合いが強いと考えられ、 つについても反対意見が挙がっている。日本においては、持ち合いという株主構造の特殊性からも諸外国とは異 僅差であり、さらにそこで挙げられている長期保有株主優遇策の一つ一 制定の際は機関投資家からの反対が強かった。 また、 欧州株主権 利指令

はなにか、 本稿では、 トヨタのAA型種類株式はどのようなものかについて見てゆきたい。 長期保有株主優遇策についてどのような議論があるか、その一つとして提案されている種類株式と

なる議論がある。

### 2 種類株式発行事例

開発 類株式が上場されている例としては、 行した。当該株式の配当は、 ソニーが子会社(SCN、現ソネットエンターテイメント)の業績連動型株式であるトラッキングストックを発 今年七月発行されたトヨタのAA型種類株式以外にも種類株式の発行には、いくつかの例がある。二〇〇一年、 (現国際石油開発帝石) は、 子会社に連動するが、 拒否権付種類株式、 伊藤園の配当優先無議決権株式がある。 議決権はソニーの普通株式と同様であった。 いわゆる黄金株を発行し、これを政府が保有してい 当該種類株式は同社普通株式と同 また、 国際石油 種

は、 ○倍の議決権が付与されている。山海教授が死亡した時には、死亡の日から九○日を経過した日にB種類株式 また最近耳目を集めた例に、 B 種 類株式といい、 創業者である筑波大学の山海教授および二つの財団法人のみが持つもので、 介護用ロボットを開発するサイバーダイン社の複数議決権種類株式がある。 普通株式の これ 様に東証

部に上場してい

の全部が普通株式に転換される仕組みとなっている。 止する必要性と山海教授が経営に安定して関与することが株主利益の観点から必要であると説明されている。 同社の製造する介護用ロボットの平和目的以外の転用を防

営陣は経営権を維持しつつ市場から資金調達ができる。 Dual Class Sharesを発行する会社では、 社が上場することができるかは、 class stockと呼び、この構造をDual class structure(以下、DCS)と呼ぶ。Dual class shareを発行する株式会 じく創業者や経営者に議決権を多く持たせる複数議決権株式である。こういった株式をDual class shareやDual 香港証券取引所ではなくニューヨーク証券取引所で上場した。Dual Class Sharesを発行することによって、 アメリカでは、フェイスブックやグーグルがDual Class Sharesを発行している。これはサイバーダイン社と同 議決権の多い種類株式を非上場として創業者などが保有する。 各国の法制によって異なる。 中国の電子商取引大手のAlibaba Group Holdingは 普通株式を上場

複数議決権種類株式の発行は、「企業価値の最大化(経済の発展)と株主平等原則 ンスを、どうとるかという、 DCSは一株一議決権の原則からは逸脱する、株主によるガバナンスが十分に発揮されない等の批判もある。 強い政策的な意味合いを持つ。」と言われている。 (資本市場の健全性) のバラ

発行されており、その事実と種類株式に付された権利が有価証券届出書等で開示されている場合と、 上場している会社が定款変更して複数議決権種類株式を発行する場合とでは、おのずと規制の方法が異なってく 複数議決権種類株式に対しては、取引所の規制のあり方が重要となる。 (SEC規則19C-4)。 IPO時に既に複数議決権種類株式が 普通株式を

めるが、普通株式を上場している会社が新たに複数議決権株式を発行する場合、既存の株主の利益を害しないよ P の際に既に複数議決権種類株式が発行されている場合、 投資家はその事実を判断して投資することを決 る

### 3 種類株式とは何か

配株式)などがある。先述の伊藤園の発行する配当優先無議決権株式やソニーのトラッキングストック、 のAA型種類株式は、 わゆる普通株式に優先して配当を受け取ることのできる配当優先株式や反対に普通株式に劣後する劣後株式 なる二種類以上の株式を発行することができる。 そもそも種類株式とは何であろうか。会社法の規定では、会社は、一○八条に定める事項について、 剰余金の配当について、普通株式とは異なる性質を有している。 第一項第一号の剰余金の配当について異なる種類株式とは、 内容の異 トヨ (後 夕

味のある株主からの投資を期待できる。 全無議決権種類株式のみを保有する株主には、株主総会の招集通知等を発送しないで済むため、費用を削減でき 種類株式を発行できることが規定されている。完全無議決権種類株式や複数議決権種類株式等が挙げられる。完 会社法一〇八条第一項第三号には、「株主総会において議決権を行使することができる事項」について異なる これを先に述べた配当優先株式とすることで、 伊藤園の発行する配当優先完全無議決権種類株式はこの例である。 会社の経営には興味がないが、 インカムゲインには興

する普通株式の一○倍の議決権が付与された種類株式を経営者等が保有している。このような株式の発行につい 者である経営者の経営の安定を図りたい場合には、複数議決権種類株式が発行される。 方、先に述べたサイバーダイン、フェイスブックやグーグルのように株式市場での資金調達をしつつ、 これらの会社では 上場 創業

ては、「過少投資による会社支配」とする批判もある。

### 4 トヨタのAA型種類株式

## (1) AA型種類株式発行の決定

約束されている。社債に近い性質を持つ。一方、 異なる性質を有する。発行当初より剰余金配当の率が決まっており、また、 の目的は、 トヨタのAA型種類株式は、 中長期的株主層の形成、 剰余金の配当、残余財産の分配、譲渡制限、 研究開発投資資金が業績に寄与する期間と投資期間を合わせた投資機会の提 議決権に関しては、 普通株式と同じ内容の権利を有する。発行 発行価格でトヨタが買い取ることが 取得請求権について、普通株式とは

われ、個人投資家を中心に多くの申し込みがあったとされる。 終値に三割上乗せした一万五九八円に決定し、 トヨタの株主総会は六月一六日行われ、七五・二一%賛成を得て可決された。七月二日、 方式で決定し、発行価格等決定日の普通株式の終値の一二〇%以上と発表した。AA型種類株式発行を承認した 数と同数の自己株式を取得し、発行済株式総数を増加させないとした。また、発行価格は、ブックビルディング 規模は、 第一回AA型種類株式の発行規模は、五〇〇〇万株を上限とし、 発行済株式総数の五%未満(一億五〇〇〇万株)を上限とした。また、発行後は、 四九九二億円分を発行すると発表した。販売は野村證券のみで行 各回号を合計したAA型種類株式全体の発行 実際の発行価格を同日 AA型種類株式発行

## (2)AA型種類株式の自益権および投下資本回収方法

しなかった場合には、翌事業年度にその不足額が持ち越されるものであり、非参加型とは、優先配当分を受領し AA型種類株式は、 累積型非参加型配当優先株式の性質を持つ。累積型とは、全事業年度に予定の配当額に達

ては、 た後に、 を言う。 債権者より劣後し、 普通株式とともに残り の点でも社債 に近 普通株式には優先する。 V 性 Ó 質を持っ 配当には与れ 200 また、 ない 配当 残 夕 余財 1 一額は発行価 プ 産 0) 配当 0) 分配 優先株式 13 0

普通株式を下回 当年率で計算される。 ね 五年は処分できな А Α 求権が株主に 型 種 類株式は譲渡制 にある。 ĺλ 配当年率はスライド式である 五年を超えると対価を金銭または普通株式とする また、 限 付非 五年を超えると会社も発行価格を取得 上場株式である。 市場では売却できず 図  $\underbrace{1}_{\circ}$ 平均すると 格に配 橅

#### 3 Α A 型 種 類 森株式の の議決権

格とする強制取得ができる。

〇〇株) Α A 型 種 類株 である。 式の 議決 1 日 権 夕 は普通 0 株主総会は普通株式 株式と同 様 0 (の株主と種 0 株に つき 程類株主 0 0) 単 株主 元株

との両方で構成される。

種

類株式発行会社の場合には実際に種類株式

が

発

成される株主総会と普通株式の株主の

Á

種類株主総会、 種類株式の種

Α

A型種

E類株式 . 方で構

めなければ 主で構成され 行されるか否

通株式の株主および

Α

A 型 0

> 類 0

然株主 場合、

0

両

る がか ,に関

種

類

株主 わり

なく、

定款で何も定めなけ

ń

ば、

さらに、

種

類

株

- 総会開催の必要がある。

 $\vdash$ 

 $\exists$ 

夕

定款に定

図 1 AA種類株式の配当



トヨタ自動車「AA型種類株式に関する説明資料」

株式の種 主総会の決議を必要としないこととした。 ないことを定款に定めれば種類株主総会開催の必要はない。 の株主の種類株主総会の三回を開催しなければならない。会社法には普通株式という概念はなく、 |類株式の一つになる。 しかし、「法令に別段の定めがある場合を除き」種類株主総会の決議を必要とし トヨタは法令に別段の定めがある場合を除き種類株 いわゆる普通

### 5 海外での議論

近年、長期保有株主優遇策の一つとして、 かった。従って、 本で発行されてきた種類株式は株主総会における議決権について株主間で差異を設ける議決権制限種類株式が多 日 「本において、種類株式発行はこれまであまり活用されてこなかった。また、先の例で見たようにこれまで日 種類株式に関する議論も一株一議決権の原則との関係で論じられるものが多かった。 種類株式を利用できないかとする議論が各国で持ち上がっている。 しかし、

った。 を行った。ケイ教授は二〇一二年七月に最終報告書を発表した。この通称ケイ・レビューにも以下のように記さ 委嘱を受け、 金融危機後、 イギリスでは、 イギリスの株式市場の構造上の問題や企業の行動、 ショート・ターミズムに対処するために、長期保有株主を優遇するべきだとする議論が盛んにな 口 ンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE) コーポレートガバナンスについての のジョン・ケイ教授が、 調査 政 府 からの ・研究

証券取引税の軽減が提示されているが、多くの投資家にとって、税制の優遇はあまり関係がないように思わ 回答者の中には、 長期保有投資家が取引の際に明白な恩恵を与えられるべきであるとするものもある。 有価 ħ

る

れている。

は また、 般的または敵対的買収者が現れた時のルールである。これを法制化する方法は検討されるべきである。 他の回答者は、 一定期間株式を登録した者に対して、異なる議決権を付与する方法を挙げている。これ

びFacebookはこの構造を利用し、創設者が少ない株数で多くの議決権を保有している。この方法が採用されなか ったらIPOは不可能であっただろう。 イギリスでもアメリカでも議決権に関して異なる種類株式を発行することは、今でも可能である。Googleおよ

する必要がある。 決権株式の実質的な制限を導入するスタンスを取っている。この問題については、引き続き調査、 (Association of British Insurers、イギリス保険協会)は以前よりこの構造に反対し、イギリス上場株式に複数議 かしながら、 少数株主を害することなく、献身的な株主を優遇する措置を与えるべく挑戦する必要がある。」 イギリスの機関投資家の中には、 複数議決権株式に強く反対する者もある。 議論の対 A В

としている。

れることを義務付けている。 する傾向にあるとの議論がある。欧州委員会の株主権利指令(Shareholder's Rights Directive)の改正案には当初 なかった長期株主優遇策が追加された。二○一五年五月七日、欧州法務委員会が一○対一三の僅差で支持した改 欧州においても横断的に長期株主優遇策が議論の俎上に載せられている。 株主が取締役の意思決定や行動の責任にあまり興味を示さなくなった、 やロイヤルティ株式 長期保有株主に対する優遇策として、追加議決権、 (loyalty share)の付与がなされる形をとること、これらの措置は二年以内に行わ 税制上の優遇措置、 また、 短期的な投資が増加したことによっ 経営者も短期的な利益を追求 ロイヤルティ配当(loyalty

## 6 日本における長期株主優遇策

や、長期投資を促進するための個人投資家の育成、そのための優遇策について述べられている。具体的な優遇策や、長期投資を促進するための個人投資家の育成、そのための優遇策について述べられている。具体的な優遇策 関係構築~」プロジェクト、 日 本においても、二〇一四年八月発表の 61 わゆる伊藤レポートの最終報告書に、日本においては中長期投資家層が薄いこと 「持続的成長への競争力とインセンティブ~企業と投資家の望ましい

として非課税期間や非課税枠の拡大が述べられている。

これについても、これ以上の具体的な記載がないが、本会議に先立って発表された内閣府「目指すべき市場経済 その実現の 用に向けて…日本では種類株の利用が進んでいない。普及しない要因、種類株を活用して長期保有を促す措置や システムに関する報告」目指すべき市場経済システムに関する専門調査会(平成二五年一一月一日)には、「現 定した投資の推進に向けて」(平成二六年二月二〇日、会議資料五―一)である。ここでは「種類株の積 長期投資促進策として種類株式が挙げられたのは、 中長期資金の調達手段として、 ための対応策など、諸外国の例を参考にしつつ、経産省等で対応を検討すべき。」との記載がある。 中長期保有株主を議決権や配当で優遇する種類株の発行は可能である。」 内閣府経済財政諮問会議「持続的成長を支える中長期 的活 の安

が低下するのではないかという懸念もある。」、しかし、「こうした懸念を払拭できるような企業価値の実現や発信

株主利益最大化の観点の立場からは企業のガバナンス

種類株式の発行は

「買収防衛策として議決権を

中長期的

中長期の投資家に多く与えることが用いられた場合には、

を細らせ結果的に市場参加者の利益にならないおそれがある。」、

保有のためのインセンティブとして機能しないと指摘されている。市場参加者

(資金の需要または供給者) に中

中長期

但し、「…多くの投資家にとって、議決権や配当を優遇する種類株式を発行するだけでは、

としている。

長期的な投資のみを促すよう誘導しようとしても、かえって市場の流動性を損なうのであれば、

株主を配当面で優遇する種類株式を発行することは可能であるとしている。 株式とするが、 配当面において長期保有株主を優遇することは可能であることを述べている。例えば、単元株式を採用している る。 ができる企業にとっては、 会社において、一単元の株式数を株式の種類によって異なるものとし、短期保有と中期保有の株主の間に議決権 の差を設けることができるとしている。 議決権行使の条件として、一定期間の株式継続保有を要求することも可能であり、配当についても長期保有 さらに会社法では種類株式の発行が認められていること、現行会社法上でも中長期の株主に対し、 短期保有株主には、一○○株を一単元とするB株式を発行する、といった方法を挙げてい 中長期的資金の調達手段として種類株式の発行は検討される余地がある。」としてい 長中期保有の投資家に発行するA種類株式については、 単元株式数を一 議決権や る。 ま

### 7 おわりに

に発行されたトヨタ自動車のAA型種類株式もこの一面があると言えよう。具体的な長期保有株主優遇策には、 とを求めている。 スではケイ 融危機後、 レビュ 短期主義の批判から、 日本でも伊藤レポートを初め、 ーにその導入が提案された。 世界的に長期保有株主に対する優遇策が議論されるようになった。 長期保有優遇策についての議論がなされ始めている。 欧州の株主権利指令も各国に長期保有株主優遇策を導入するこ イギリ

有株主優遇策全体についての反対論もあれば、複数議決権株式やロイヤルティ配当に対する反対論などそれぞれ 有株主優遇策を導入することに対して批判的な意見も多い。 本稿では、 長期保有株主優遇策としての種類株式の活用についての議論を紹介した。 議決権行使助言会社や機関投資家の中には、 しかし、 そもそも長期保 長期保

種類株式、

優遇税制

ロイヤルティ配当、

ロイヤルティ株式などがある。

についての反対論もある。また、日本においては、持ち合いという株式所有構造の特殊性からも他国では見られ ない議論も想定される。これらの議論についても考察する必要がある。

れており、実際にも導入する国や企業が出現している。優遇策の導入には賛否両論がある。今後も議論の積み上 長期保有株主優遇策は、短期主義の批判から始まった。欧州株主権利指令では、二年以内の実施が義務付けら

注

げが必要である。

- 1 中塚富士夫「解題(特集種類株式と議決権)」『証券アナリストジャーナル』二〇一四年一一月
- 2 大崎貞和(二〇一四)「種類株式の多様化と議決権」『証券アナリストジャーナル』第五二巻一一号一四頁 二〇一四 年一一月。 ストジャーナル』第五二巻一一号一六頁 加藤貴仁「議決権種類株式に関する規制の背景にあるものとは何か?―国際比較からの示唆」『証券アナリ
- (3) 二〇一五年六月一八日付日本経済新聞
- (4) 二〇一五年七月二日付日経QUICKニュース
- 5 Patrick Bolton, Kay, J. (2012) "The Kay Review of UK Equity Markets and Long-Term Decision Making: Final Report," July
- 6 http://www.europarl.europa.eu/news/en/news-room/content/20150504IPR49621/html/Give-shareholders-more-say-on-themselves and the state of the statedirectors%E2%80%99-pay-urge-Legal-Affairs-Committee-MEPs
- 「持続的成長への競争力とインセンティブ〜企業と投資家の望ましい関係構築〜」 (伊藤レポート) 一七頁。 (ふくもと あおい・客員研究員)

7